

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案概要

平成30年5月21日
経済産業省
商務情報政策局
情報経済課

1 取引環境の変化に応じた改訂を要する論点

- I-10 AI スピーカーを利用した電子商取引（新規）
- I-10-1 AI スピーカーが音声を誤認識した場合（新規）
AI スピーカーが実際には発注がないのに発注があったと誤認識して発注処理をした場合、発注者にはどのような救済が与えられるかを整理。
- I-10-2 AI スピーカーに対して発注者が言い間違いをした場合（新規）
発注者がAI スピーカーで音声発注をしようとして、うっかり言い間違いをしてしまったため、発注者の意図と異なる物品が発注された場合に、発注者にどのような救済が与えられるのかを整理。
- III-14 ブロックチェーン技術を用いた価値移転（新規）
ブロックチェーン上で管理される財産的価値（トークンや仮想通貨等）の移転を約する契約において、相手方が契約違反をした場合、当該財産的価値の移転を内容とする請求が可能かについて整理。
- IV-7 国境を越えた取引に関する製品安全関係法の適用範囲（新規）
公法規制の一つである製品安全関係法が海外の事業者にも適用される場合があることについて整理。また、国内の事業者が製品を輸出する場合の同法の適用可能性についても整理。

2 特定商取引法施行規則改正に伴う改訂

- I-2-4 自動継続条項と消費者契約法第10条等
- II-4-2 特定商取引法による通信販売に係る広告規制

3 論点の削除

- I-1-3 インターネット通販における分かりやすい申込画面の設定義務（消費者庁のガイドラインを参照しているのみであり、削除）

4 その他

- I-1-2 自動継続条項と消費者契約法第10条等（消費者庁のガイドラインへの参照を追記）
- I-7-1 ユーザー間取引に関するサービス運営事業者の責任（ユーザー間取引にフリマサービスを含むことを明確化）
- II-6 インターネット上への商品情報の掲示と商標権侵害（ユーザー間取引にフリマサービスを含むことを明確化）